

松山市告示第 85 号
平成 16 年 4 月 6 日

松山市長 中 村 時 広

用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率等を定めることについて（告示）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 52 条第 1 項第 6 号、第 53 条第 1 項第 6 号、第 56 条第 1 項第 2 号ニ及び別表第 3 の（に）欄 5 の項の規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を次のように定め、平成 16 年 5 月 14 日から施行する。

区 域	(あ) 法第 52 条第 1 項第 6 号の規定により定める数値	(い) 法第 53 条第 1 項第 6 号の規定により定める数値	(う) 法第 56 条第 1 項第 2 号ニの規定により定める数値	(え) 法別表第 3 (に) 欄 5 の項の規定により定める数値
1 用途地域の指定のない区域のうち 2 の項の区域を除く区域	10 分の 20	10 分の 7	2. 5	1. 5
2 用途地域の指定のない区域のうち、この告示の施行の際、法の規定による確認の処分が容積率にあっては 10 分の 20 を超えてなされている敷地で現にその建築物が存する敷地	10 分の 40	10 分の 7	2. 5	1. 5

（注）2 の項（あ）欄の数値は、同項に掲げる確認の処分が容積率 10 分の 40 未満でなされている場合には、当該処分による容積率とする。